平成３０年（フ）第１６４号
神奈川県小田原市西大友513番地の１
債務者　大川　真広
１　決定年月日時　平成30年４月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　剱持　京助
４　破産債権の届出期間　平成30年５月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月４日午前10時
６　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第３７号
青森市栄町１丁目11番12号
債務者　榊原　　誠
１　決定年月日時　平成30年４月４日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　史晴
４　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３８号
青森市栄町１丁目11番12号
債務者　榊原　紀子
１　決定年月日時　平成30年４月４日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　史晴
４　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２６３号
愛知県江南市五明町大膳249番地３
債務者　阿部美津子
１　決定年月日時　平成30年４月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上野　泰好
４　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月29日午前11時45分
６　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３０４号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字北塚本24番地１　メゾン塚本302号
債務者　増田　雄介
１　決定年月日時　平成30年４月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　細野　優子
４　破産債権の届出期間　平成30年５月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月29日午前11時
６　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第６２号
愛知県一宮市今伊勢町本神戸字名栗223番地１
債務者　平野　五朗
１　決定年月日時　平成30年４月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　水野　明里
４　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午前10時
６　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第２８９号
名古屋市中川区露橋１丁目26番13号　つゆはしハイツ南館505号、従前の住所愛知県稲沢市国府宮１丁目３番20―502号
債務者　泥谷みどり
１　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　良周
４　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午前10時10分
６　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４１号
静岡県駿東郡長泉町下土狩1425番地
債務者　大島　研一
１　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長橋　　良
４　破産債権の届出期間　平成30年５月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月１日午前10時
６　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第４９号
静岡県三島市中247番地の10　グランデュオ北村Ｃ―102、前住所静岡県三島市北田町３番48号　サンヴェール三島田町103
債務者　照井けい子
１　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉山　成一
４　破産債権の届出期間　平成30年５月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月１日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第３８０号
東京都小平市学園東町３丁目３番34―102号
債務者　菅野　　優
１　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　淳子
４　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月６日午前11時40分
６　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４５号
静岡県沼津市西島町13番３号　斉藤ハイツ中２Ｆ西
債務者　野村　廣子
１　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　南條　　潤
４　破産債権の届出期間　平成30年４月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月22日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第４６号
静岡県磐田市豊岡6079番地１、前住所静岡県浜松市中区三組町53番地の１
債務者　山カ製材所こと　村越　省吾
１　決定年月日時　平成30年４月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　熊田　俊博
４　破産債権の届出期間　平成30年５月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月27日午後３時
６　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第４９号
静岡県磐田市豊岡6079番地１、前住所静岡県浜松市中区三組町53番地の１
債務者　村越　和子
１　決定年月日時　平成30年４月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　熊田　俊博
４　破産債権の届出期間　平成30年５月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月27日午後３時
６　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１１３号
静岡県浜松市浜北区宮口4420番地の５
債務者　藤野　　修
１　決定年月日時　平成30年４月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　外山　弘宰
４　破産債権の届出期間　平成30年５月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月27日午後３時30分
６　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係